

くにたちしだいさんじちいきふくしけいかく
国立市第三次地域福祉計画

～みんなが^{あんしん}安心して^{じぶん}自分らしく暮らせるまち くにたち～

(2023 (令和5) 年度～2028 (令和10) 年度)

がいようばん
概要版



2023 (令和5) 年3月

国立市

くにたちし ちいきふくし 国立市における「地域福祉」とは (本編P.1~2)

くにたちしは、すべての人たちの命・尊厳・生活を大切に、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境をまちづくりの本旨とした「人間を大切に」をまちづくりの基本理念として掲げています。また、すべての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」を基本とし、国立市ではこれまで、ふくふく窓口やくにサポ、地域包括支援センター、地域参加型介護サポート事業、認知症カフェなど、制度の狭間にある課題に対する施策や、子どもや高齢の方が気軽に参加・相談、立ち寄れる場所の提供に取り組んできました。

地域福祉においても、年齢やしょうがい、国籍、性自認などの差異や多様性を認め合い、どのような人でも社会的に排除せず、地域社会への参加と参画を促し、社会とのつながりを構築する「ソーシャル・インクルージョン」の考え方は重要です。

超高齢社会に突入し、自立困難な高齢者が増えていることに加え、ひきこもりや孤立、生活困窮など複雑化・複合化した生活課題が増えている中、従来行ってきた単一の専門分野における制度の支援や地域住民・ボランティアによる支援のみでは支えきれない状況に変わってきています。そのため、行政を始め、地域住民、国立市社会福祉協議会、福祉関係者、医療・介護専門職、ボランティアなどが一緒になって個別課題や地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

以上の状況を踏まえ、国立市では「地域福祉」を次のとおり定義します。

くにたちし ちいきふくし 国立市における「地域福祉」とは

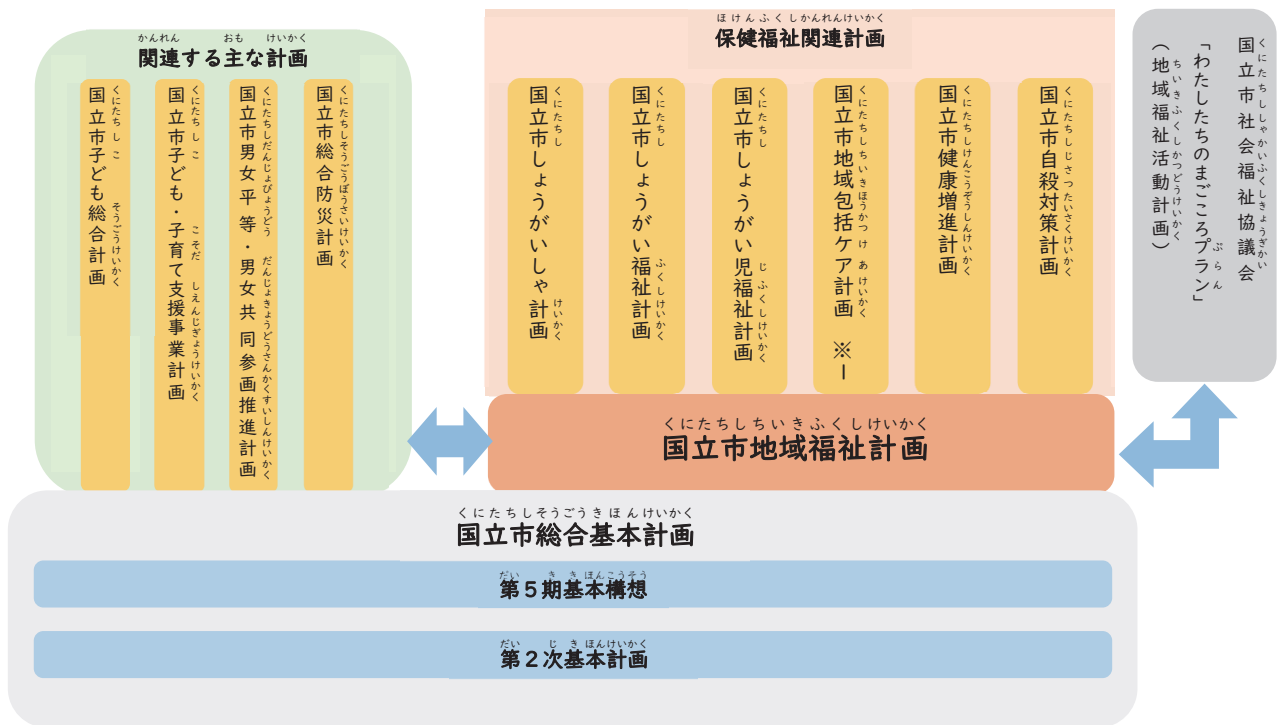
生まれてから死ぬまで、誰もが住み慣れた地域の中であたりまえに暮らせるよう、誰も排除されない「ソーシャル・インクルージョン」の理念を大切に、行政を始め、地域住民、国立市社会福祉協議会、福祉関係者、医療・介護専門職、ボランティア等が、地域で暮らす中での個別課題や地域課題の解決に向けて、互いに協力し、気にかけて合いながら、一緒に取り組んでいくこと。

計画の位置付け（本編P.6）

地域福祉を推進する上で、高齢、しょうがい、健康増進等、保健福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるとともに、保健福祉分野の横断的な施策を定める役割を担っています。併せて、「子ども・子育て支援事業計画」や「男女平等・男女共同参画推進計画」、「総合防災計画」等、保健福祉以外の分野の個別計画に関しても、福祉の視点から連携を図っていく計画です。

さらに、国立市社会福祉協議会が策定する「国立市地域福祉活動計画（わたしたちのまごころプラン）」と地域福祉の推進という理念を共有し、互いに施策や事業を行う上で連動をしながら整合性を図っています。

計画期間は、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6年間の計画とします。



※1 第8期国立市介護保険事業計画と第6次国立市高齢者保健福祉計画を一体として策定した計画

計画の期間（本編P.7）

本計画の期間は、「国立市しょうがいしゃ計画」や「国立市高齢者保健福祉計画」等と調和を図るために、両計画の中間評価の翌年度かつ両計画の計画終了年度の前年度にあたる2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6か年計画とします。

ただし、国の福祉施策の根本的な見直しや社会情勢に著しい変化が生じた場合は、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

(1) 基本理念

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

(2) 基本目標

<基本目標1 地域福祉の多様な担い手づくり>

人材の確保につながる幅広い支援を行っていくことに加え、教育分野との連携による福祉意識や人権意識の高い福祉人材や地域福祉の担い手など、多様な担い手づくりを目指します。

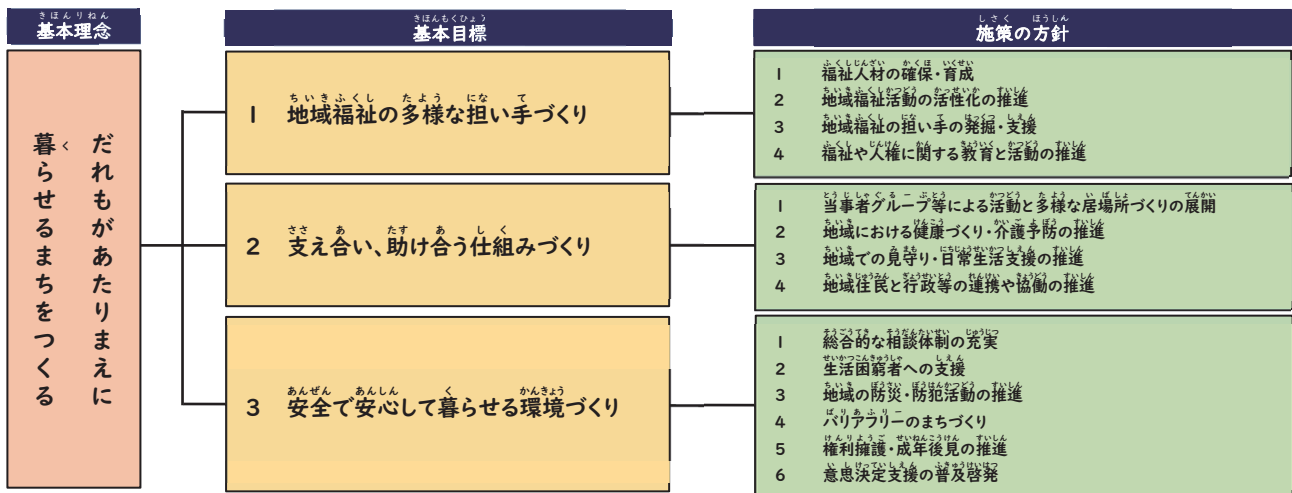
<基本目標2 支え合い、助け合う仕組みづくり>

生活課題が複雑化・複合化しているため、地域の課題等の共有を図ることができるよう、市民と行政や地域団体、ボランティア等の連携や協働を行っていきます。地域からの孤立や困りごとを一人で抱えることがないよう、多様な居場所の展開や互いに支え合うことができる環境づくりを行政が関わりながら推進します。また、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯、しょうがいのある方が増加する中、認知症の方やしょうがいのある方が、生きがいを持って活動できるよう、そして、制度を利用して、地域で支えられるだけではなく、だれかを支えることができるような地域づくりを行っていきます。

<基本目標3 安全で安心して暮らせる環境づくり>

市の各部署や国立市社会福祉協議会、関係機関等がスムーズに連携が取れるよう、日頃からの情報連携や地域課題に関する協議を行うとともに、防犯対策の取組や災害時に備えた体制整備、バリアフリーが必要な箇所の点検・対策などを実施することを通じて、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

《施策の体系》



基本目標 | 地域福祉の多様な担い手づくり

施策の方針1 福祉人材の確保・育成 (本編P.46~48)

<取組の方向性>

- 介護業務への就労を希望する方や、介護施設等で働きながらキャリアアップを目指す方へ、介護資格取得のための支援に努めます。
- 福祉の仕事のイメージを高め、福祉人材の確保・定着・育成を図るため、国立市社会福祉協議会等と連携し、就職相談会、キャリアアップ研修、講演会等、幅広い取組を実施します。
- 国立市社会福祉協議会を始め、市内の社会福祉法人、福祉事業所、民間の人材派遣会社等と連携し、情報交換を行うとともに、福祉人材の確保・育成に関して、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を行い、働きやすい環境づくりを目指していきます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇福祉の仕事のイメージをより高める取組の推進
- ◇福祉人材の確保・定着の促進

施策の方針2 地域福祉活動の活性化の推進 (本編P.49~50)

<取組の方向性>

- 国立市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域で困っている人や地域の課題を把握し、多様な活動主体による地域課題の解決に向けた仕組みづくりを推進していきます。
- 地域福祉団体等に対し、活動強化につながるような取組や支援を行い、サポート体制を充実していきます。
- 市の貸出可能な公共施設の情報を始め、市民へのわかりやすい情報提供に努めていきます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇コミュニティソーシャルワーカーと連携した小地域福祉活動の支援の充実
- ◇公共施設や地域福祉団体等の活動等の情報発信の促進

施策の方針3 地域福祉の担い手の発掘・支援 (本編P.51～53)

<取組の方向性>

- ボランティアやNPO、地域福祉団体が行う活動等の情報を発信し、さまざまな年代の方が気軽に活動に参加し、担い手となるようなきっかけづくりや支援を進めていきます。
- 国立市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア等の地域福祉の担い手確保に努めます。
- 認知症サポーター養成講座や公民館講座等の内容の充実を図り、また、参加者のフォローアップを通じ、他の分野の活動の紹介を行うなど、庁内の関係各課と連携を図り、新たな地域福祉の担い手発掘に努めます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇ ボランティアセンターとの連携強化
- ◇ さまざまな年代の方が地域福祉の担い手として活躍できる環境づくり

施策の方針4 福祉や人権に関する教育と活動の推進 (本編P.54～56)

<取組の方向性>

- ソーシャル・インクルージョンの理念を、地域全体で考えていくための取組を進めていきます。
- 福祉意識や人権意識を高めるため、学校教育においては福祉教育や人権教育を推進できるよう、各学校や市の関連部署等の連携強化に努めます。
- 人権や福祉における啓発活動等の機会により、広く福祉や人権について学び、学んだことを地域の中で実践できるような支援を進めていきます。
- しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指します。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇ ソーシャル・インクルージョンへの理解を深める機会の創出と取組の実施
- ◇ 人権に関する啓発イベントの実施
- ◇ 小・中・高等学校と連携した人権・福祉教育の推進

基本目標 2 支え合い、助け合う仕組みづくり

施策の方針 1 当事者グループ等による活動と多様な居場所づくりの展開 (本編P.57~58)

<取組の方向性>

- 地域住民同士のつながりを醸成し、趣味の話から悩みごと、不安に感じていることに至るまで、話題の共有や相談を気軽にでき、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる居場所づくりと情報発信を進めていきます。
- 生きにくさを感じている方や同じ状況にある方が相互に援助しあうことを通じて、体験や感情の共有や主体的な課題の選択ができるよう、当事者グループ等の活動の支援や社会的活動の場の創出に努めます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇多様な資源を活用した居場所づくりの推進
- ◇当事者グループ等による活動の支援の推進

施策の方針 2 地域における健康づくり・介護予防の推進 (本編P.59~60)

<取組の方向性>

- 子どもから高齢者までの生涯を通じ、健やかで心豊かに生活するための心の健康の維持や健康増進に向けた取り組みを進めていきます。
- 病気になったり、介護が必要になっても、一人一人の特性に応じて生きがいを持ち、生活の質の向上が得られるように、健康づくり・介護予防を横断的かつ一体的に展開し、誰もがその人らしい人生を豊かに送ることができる地域を目指す、取り組みや支援を行います。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇総合的な「健康まちづくり」の推進
- ◇社会参加を通じた介護予防の展開

施策の方針3 地域での見守り・日常生活支援の推進（本編P.61～62）

<取組の方向性>

- 悩みごとや困りごとを抱えている人の社会的孤立を防ぎ、速やかな支援につなげられるよう、見守りを実施し、地域ぐるみで支える体制の構築を推進します。
- 行政や地域住民、事業者、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の多様な主体による重層的な支援体制の構築や、住民による支え合いの輪を広げる取り組みを行っていきます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇地域での見守り体制づくり
- ◇生活支援体制の整備の推進

施策の方針4 地域住民と行政等の連携や協働の推進（本編P.63～66）

<取組の方向性>

- 自治会や民生委員等、様々な地域福祉の担い手が困りごとを受けとめ、関係機関やサービスにつないでいけるよう、行政が主体的に、国立市社会福祉協議会や関係機関、地域住民等と連携・協働していくプラットフォーム機能を整えていきます。
- 地域で安心して子どもを産める、地域の中で共に子どもを育てられる環境の整備を目指し、関係機関と連携し、「妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援」に努めていきます。
- 保護司会等の関係機関と連携し、罪を犯してしまった人の再犯防止・立ち直りに向けた支援に努めていきます。
- 行政を始め、保健、医療、福祉、教育、労働など、様々な分野の関係機関、関係団体と連携し、総合的な自殺対策の推進に努めます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇多機関と連携・協働していくためのプラットフォームの整備
- ◇地域における子育て・子育て支援体制整備の推進
- ◇市内における再犯防止や立ち直りのための取組の推進
- ◇総合的な自殺対策の推進

基本目標 3 安全で安心して暮らせる環境づくり

施策の方針 1 総合的な相談体制の充実 (本編P.67~70)

<取組の方向性>

- 高齢者、しょうがいのある方、子ども、子育て世帯、外国人等が抱える様々な悩みや困りごとを相談できる体制の充実を図り、相談から適切な情報提供まで幅広く支援を行います。
- DVや貧困など、様々な困難な問題を抱えた女性を支援していくため、女性相談体制のさらなる充実を図ります。
- 住宅セーフティネット法に基づき、高齢者やしょうがいのある方など住宅確保要配慮者に対しきめ細やかな入居支援を行うため、地域の不動産事業者等と連携し、賃貸住宅の情報提供等を実施していきます。
- 支援を必要としている人がほしい情報を得ることができるよう、情報提供を充実させていきます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇相談窓口の連携強化と支援の充実
- ◇女性相談・支援の実施
- ◇住宅確保要配慮者に対する支援の促進
- ◇情報提供の充実

施策の方針 2 生活困窮者への支援 (本編P.71~72)

<取組の方向性>

- 生活保護法や生活困窮者自立支援法など、法の趣旨に基づき、生活保護受給者や生活困窮者一人一人やその世帯の状況に応じた自立支援・就労支援を行います。
- 学習支援や居場所づくりなど、貧困の状態にある子どもが健やかに過ごせるよう環境整備を推進します。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇生活困窮者の自立に向けた支援の充実
- ◇支援が必要な子育て世帯や子どもへの支援の充実

施策の方針3 地域の防災・防犯活動の推進 (本編P.73～75)

<取組の方向性>

- 災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所運営体制の充実に努めます。
- 災害時、高齢者やしょうがいのある方、乳幼児等の支援を必要とする人に対し、名簿提供の同意取得や個別計画の策定、支援関係者への情報提供等、避難や生活面での支援についての仕組みづくりを進めます。
- 各自が防犯意識をしっかりと持つと同時に、地域住民、事業者、行政が警察等の関係機関と連携を強化すること等を通じ、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを進めます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇福祉避難所運営体制の充実
- ◇避難行動要支援者支援体制の充実と支援の促進
- ◇地域コミュニティと連携した防犯体制の充実

施策の方針4 バリアフリーのまちづくり (本編P.76～78)

<取組の方向性>

- 市内の公共施設や道路のバリアフリーの状況確認を計画的に実施し、高齢者やしょうがいのある方、子育て世帯も含めて、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 文字・音声・点字・手話・メール・ファクシミリなどの活用や、わかりやすい文字や言葉の利用など、わかりやすい表現での情報発信に努めます。
- 様々な心身の特性や考え方を持つ「すべての人」が地域であたりまえに暮らせるように、一人一人が相手の気持ちになって考え、行動し、支え合う「心のバリアフリー」を地域で共有するための環境づくりを進めます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇公共施設等のバリアフリー化の推進
- ◇情報のバリアフリーの推進
- ◇心のバリアフリーの推進

施策の方針5 権利擁護・成年後見の推進 (本編P.79~80)

＜取組の方向性＞

- 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の内容を、ホームページ等を活用して周知、サービスが必要になった時に適切に利用できるよう推進していきます。
- 判断能力に不安がある方が、必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できるよう、市や国立市社会福祉協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。
- 本人の意思決定を最大限尊重するため、本人を中心として、家族、後見人等、専門職、家庭裁判所等が連携して権利擁護支援を行う「中核機関」の設置を検討します。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇権利擁護・成年後見制度の普及啓発と利用促進
- ◇本人の意思決定の尊重と権利擁護支援のネットワークづくりの構築検討

施策の方針6 意思決定支援の普及啓発 (本編P.81~82)

＜取組の方向性＞

- 認知症の方やしょうがいのある方等の当事者や支援者、成年後見人、医療関係者等に対して、意思決定支援の普及啓発に努めていきます。
- 認知症の方やしょうがいのある方等の当事者や関係者を交えた意見交換等を通じ、意思決定支援に関する仕組みづくりを検討していきます。

重点的に取り組んでいく施策

- ◇意思決定支援の普及啓発の促進
- ◇意思決定支援の仕組みづくり

くにたちしだいさんじちいきふくしけいかく
国立市第三次地域福祉計画

～みんなが^{あんしん}安心して自分らしく暮らせるまち くにたち～

がいようばん
概要版

2023 (令和5) 年3月発行

はっこう
発行：くにたちし

へんしゅう
編集：けんこうふくしぶふくしそくむか

じゅうしょ
住所：〒186-0003 くにたちしふじみだい ちようめ ばんち

でんわ
電話：042-576-2111 (代表) (内線) 796・797